

平成 28 年 7 月 30 日

関係各位 御中

一般財団法人日本ボクシングコミッション

健康管理見舞金、ならびに安河内剛氏に関してのご説明

1 健康管理金について

(1) 当財団は、当時の先進国の要請を受けて、昭和 27 年に、株式会社後樂園スタジアム（現株東京ドーム）の支援に基づき、日本におけるプロボクシングを統括する機関として創立され、昭和 53 年 3 月 7 日には財団法人日本ボクシングコミッションとなりました。

そして当財団は創立以来プロボクシング選手の健康管理と安全防護の徹底、試合の適正管理の実施を通して、正しくボクシングを普及することに努めてまいりました。その一環として、当財団は、昭和 32 年 7 月 1 日、創立以来の趣旨である健康管理をより具現化させる策として、「健康管理基金」と称する制度を導入致しました。当該制度は、当財団がボクサーからファイトマネーの 3% を徴収するとともに、ボクサーが試合中に受傷した場合、当該ボクサーが各種健康保険に加入していることを条件に、当財団が当該ボクサーの治療費自己負担額を補填するというものです。そして、補填した後の徴収額残額は、当財団の収支計算書にある「収支計算書に対する注記」の「次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳」において「負債」の欄に「健康基金」として計上しておりました。

(2) しかしながら、平成 18 年 7 月の保険業法改正により、保険業の免許等が不要とされる例を除いて、無認可共済については、①保険業、少額短期保険業、特定保険業のいずれかに移行するか、②保険会社に事業を移行するか、③制度を変えるか、④止めるかの選択をせざるを得なくなりました。期限は、一般財団移行日でした。

他方、平成 18 年度において、当財団の安河内剛事務局長（当時）は、当財団の理事会及び実行委員会（JPBA 各地区協会長も実行委員になっておられました）に平成 19 年度より健康管理収入、試合役員費収入を事業活動収支（当財団の収支計算書）に取り込むことを提案し、理事会及び実行委員会はこれを承認しました。

(3) さらに、平成 20 年、当財団に文部科学省による概況調査が入り、当財団は、同省から、「収支計算書に対する注記」の「次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳」において「負債」に計上するものは、「債務（借金、買掛金、未払金、預り金）」若しくは「引当金」でなければならない旨の指摘を受けました。そのうえで、当財団は、同省から、ボクサーから健康管理金として徴収した金員の残額総計は、ボクサーが引退した際にそのボクサーに返済しなければならない借金でも預り金でも引当金でもないことから、当該残額総計を「健康基金」と称して「負債」に計上するのは不適

切であるとの指摘を受けました。

そこで、当財団は、当時の安河内事務局長の提案を容れて、平成 20 年度決算から、「健康基金」を「負債」としないために、5 4 2 3 万 5 8 8 8 円の「健康基金」全額を平成 20 年収支計算書における「健康基金取崩収入」の名目で「雑収入」として計上しました。これにより、平成 20 年収支計算書における「次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳」においては「負債」として計上していた「健康基金」の残額はゼロとなり、他方、次期繰越収支差額は、平成 19 年度末残高が 4 5 6 8 万 3 2 1 4 円であるのに対し平成 20 年度末残高は 1 億 6 4 9 万 9 8 6 3 円に増加しました。これは当財団の理事会及び JPBA 各地区協会長にも委員となっている実行委員会において承認を受けております。

このため、当財団は、平成 21 年度からは健康基金から負傷したボクサーの治療費を支出するのではなく、次期繰越収支差額金及びすべての事業収入からその他の事業経費と区別なく治療費を支出することになったのです。

ところで、当財団が健康基金から平成 24 年 4 月以降の訴訟費用や和解金等を支払っているなどとし、これは横領とか特別背任であるとの発言がありますが、これは全くの誤りであり、当財団に対する名誉毀損にもなりかねないものです。上述のとおり、平成 20 年には「健康基金」は存在しなくなりましたので、平成 24 年にこれを横領するなどということは不可能ですし、ましてや訴訟費用や和解金等は当財団における正当な事業経費ですから次期繰越収支差額金及びすべての事業収入から支出することは当然のことであり、何らの問題もありません。

- (4) さて、当財団は、上記のとおり特例民法法人から一般財団法人に移行するまでには保険業法の制限に従わなければなりませんでしたが、しかし、試合中に受傷した選手の治療費を補助し、選手に安心して試合に臨んでもらうためには治療費を補助する制度が必要でありますので、当財団は、法的に瑕疵のない制度を構築することとしました。

そのため、当財団は、財務省関東財務局理財第 3 課と協議を重ね、平成 25 年 2 月 22 日付けで、財務省関東財務局理財第 3 課宛に、当財団の健康管理事業の改正案として、選手からの徴収額を 2% に、見舞金額の上限を 1 0 万円未満とする「健康管理見舞金制度への変更」を提出したところ、同年 3 月 4 日に、電話にて財務省関東財務局理財第 3 課の担当者より当財団の「健康管理見舞金制度」は保険業には該当しないとの連絡を受けました。

そこで、当財団は、「健康管理見舞金制度」について、同年 3 月 18 日、正式に日本プロボクシング協会宛に見舞金制度の骨子を記載した「健康管理事業の改正について」と題する書面を提出し、さらに同年 5 月 25 日にも「試合役員費および健康管理事業の改正について」と題する書面を提出しました。そして、平成 25 年 6 月頃、当財団は、日本プロボクシング協会事務局長より「健康管理事業の改正」が理事会で承認されたとの口頭報告を受けたのです。こうして当財団は、一般財団法人移行日である同年 7

月 1 日付けで、財務省関東財務局理財第 3 課に「健康管理基金制度」を廃止し、「健康管理見舞金制度」を創設、実施するとの文書を提出しました。

(別紙 健康管理見舞金制度への経緯)

- (5) 以上のとおり、当財団は正しく「健康管理基金制度」及び「健康管理見舞金制度」を設け、運用してまいりました。このことは日本プロボクシング協会も認めておられております。

しかし、協会員の一部において、当財団の「健康管理基金制度」及び「健康管理見舞金制度」の運用について理解しようとはせず、疑問を呈する方々がおられました。

そこで、平成 25 年 10 月末頃から、日本プロボクシング協会に当財団の会計資料等を見学していただいたうえで、当財団と日本プロボクシング協会は協議を重ねました。

(別紙 JBC に対する質問事項及び提出要請資料)

この協議により、これまでの当財団が収受した健康管理金及び健康管理見舞金収入の総額から、収受した期間に必要な治療費支出、医師委託料、人件費、会議費、消耗品費等の経費の総額を差し引き、その残額に繰越金相当額を加減することによって、平成 25 年度末(12 月 31 日)時点での健康管理金及び健康管理見舞金相当残高が、5 9 0 6 万 5 9 0 5 円である事を相互に確認しました(このことは、当財団から日本プロボクシング協会宛の平成 26 年 12 月 8 日付「健康管理見舞金に関して」と題する書面にも記載いたしました)。

さらに、当財団と日本プロボクシング協会は協議を継続し、当財団は平成 27 年 1 月 1 日より試合に出場するプロボクサーから試合報酬の一部を徴収することを取りやめ、平成 25 年度末(12 月 31 日)時点での健康管理金及び健康管理見舞金残高相当額の範囲で(同相当額が 0 円になるまで)ボクサーに対する見舞金の支出を継続することとしました。

(別紙 日本プロボクシング協会 大橋協会長宛 健康管理見舞金に関して)

そして、当財団と日本プロボクシング協会は、当該残高相当額を支出し尽くした暁には当該制度を廃止し、選手への治療費の補助等は日本ボクシング協会が別個の制度によって引き継ぐことを合意しております。

ところで、現在、当財団が健康管理見舞金制度を運用するために負担しなければならない経費の残額は、平成 28 年 5 月 31 日現在約 4 8 7 5 万円です。当財団は、これらを次期繰越収支差額金及びすべての事業収入の合計から支出することになりますが、一時金で全額を支出するわけではなく、治療費等が必要になった都度支出するもので、年度によりばらつきはありますが、平均年間治療費補助目的の見舞金合計金額は、約 6 0 0 万円程度です。

そういたしますと、当財団には次期繰越収支差額金のほか毎年約 1 億 6 0 0 0 万円前後の収入が見込まれますので、約 4 8 7 5 万円にいたるまで 1 年につき約 6 0 0 万円を支出しましても健康管理見舞金制度は問題なく運用されます。

2 安河内剛事務局長の就業問題について

ご高承のとおり、平成28年6月8日付最高裁判決により、安河内剛氏に対する懲戒解雇処分が無効と確定しました。当財団としては、当財団の意見が最高裁判所に認められなかったことは洵に遺憾に存じます。

しかし、司法において安河内剛氏に対する懲戒解雇処分が無効であると確定した以上、当財団としては、当然に同氏が判決の翌日から事務局長として就業するものと考えておりましたが、同氏は、入社しないばかりか何らの連絡もしませんでした。また、当財団から同氏に再三にわたり電話しましたが、留守電になるばかりで、同氏に当財団に電話するよう伝言を残してもやはり何らの連絡もありませんでした。

そこで、当財団は、同氏に対し、平成28年6月16日付書面にて同月20日からの入社を命じましたが、同氏は、代理人弁護士を介して出社の条件につき協議を申し入れてきただけで未だに当財団に入社しておりません（なお代理人弁護士同士の協議は始まっております）。

いずれにしましても、当財団としては、同年6月20日に入社するよう通知しているにもかかわらず、未だに同氏が当財団に入社しないのは、極めて遺憾であります。